

# 通所介護あじさい園

## 重要事項説明書

社会福祉法人 滝川会

平成 12 年 4 月 1 日

## 「通所介護あじさい園」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(群馬県指定第 1070100316 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービス, 介護予防・日常生活支援総合事業、第一号通所サービス（介護予防通所介護相当）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、総合事業対象者及び要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 滝川会  
(2) 法人所在地 群馬県前橋市川曲町 5 3 6 番地  
(3) 電話番号 0 2 7 - 2 8 0 - 5 5 8 8  
(4) 代表者氏名 理事長 清水 恵美子  
(5) 設立年月 平成 1 1 年 4 月 1 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 1 1 年 1 1 月 1 日指定  
群馬県 1 0 7 0 1 0 0 3 1 6  
※当事業所は特別養護老人ホームあじさい園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支えることを目的としてご契約者に通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業、第一号通所サービス（介護予防通所介護相当）を提供します。

- (3) 事業所の名称 指定通所介護あじさい園  
 (4) 事業所の所在地 群馬県前橋市川曲町536番地  
 (5) 電話番号 027-280-5588  
 (6) 事業所長(管理者)氏名 女屋 智樹  
 (7) 当事業所の運営方針

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活上を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。その為利用者の自立の援助を踏まえ、利用者の「生活の充実」と「楽しみ」を追求し、全職員の「手」と「心」を通じてケアするということを常に念頭人間の意義と人権尊重を大切にした生活の場とするよう努めていくものとする。

- (8) 開設年月 平成12年4月1日  
 (9) 利用定員 45人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 前橋市(箱田町・後家町・前箱田町・前箱田町2丁目・川曲町・稲荷新田町・下新田町・上新田町・小相木町・小相木町1丁目・古市町・古市町一丁目・江田町・朝日が丘町・光が丘町・大利根町1丁目・大利根町2丁目・新前橋町・青葉町・石倉町・元総社町・南町)及び高崎市(大沢町・京目町・萩原町・新保町・新保田中町・西島町)の区域とする。ただし、介護予防通所介護相当サービスについては前橋市のみとする。

その他の区域については事業所と個人との協議により実施を行う。

#### (2) 営業日及び営業時間

\*サービス提供時間は「通所介護計画・日常生活支援総合事業、第一号通所計画」に定められた時間により、それぞれ時間が異なります。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業、第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1		1名
2. 生活相談員(内2名兼務)	3		1名
3. 介護職員(内2名兼務)	8	3	7名
4. 看護職員(内4名兼務)	1	3	1名
5. 機能訓練指導員(内4名兼務)	1	3	1名
6. 栄養士			

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

### <主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1 生活相談員	勤務時間 8：30～17：30
2 介護職	勤務時間 8：30～17：30
3 看護職	勤務時間 8：30～17：30
4 機能訓練指導員	勤務時間 8：30～17：30

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) ・ (2) 利用料金が介護保険・総合事業費から給付される場合<br>(3) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス 通所介護 (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割から7割）が介護保険から給付されます。2割負担の方は、②・④・⑤については、倍となります。3割負担の方は、②・④・⑤については、3倍となります。

### <サービスの概要>

#### ①食事 (食事時間) 12：00～13：00)

- ・ 1食あたり 700円 : \*介護保険適用外
- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

#### ②入浴

- ・ 1回あたり 400単位 : ただし介護保険適用時の自己負担額 40単位です。
- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③ 送迎

- ・ サービス料金の中に含まれます。
- ケアハウスあじさいにお住まいの方は、基本料金から一回ごとに94単位マイナスとなります。又、家族送迎の方については、片道につきマイナス47単位となります。

#### ④ 個別機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を個別に実施します。
- ・ 1回あたり 760単位 : ただし介護保険適用時の自己負担額 76単位です。

### ⑤ 延長利用

- ・現在延長利用は行っていません

### ⑥ 排泄

- ・ご契約者の排泄介助を行います。

### ⑦ レクリエーション

- ・体操・歌・ゲーム・創作・外出等をサービス提供従事者と一緒に行い、心身のリフレッシュをはかります。

### <サービス利用料金(1回あたり)>

(契約書第6条参照)

- ・下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

### \*通所介護費 基本料金について [送迎含む]

(介護度が変更になった場合は変更となります)

(あじさい園では、通常サービス提供時間を 所要時間7時間以上8時間未満の場合として  
ています) 1単位=10, 14円

- ・自己負担額1割の方の料金表 (2割負担の方は、2倍・3割負担の方は、3倍)

#### 【基本単位】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	6.580単位	7.770単位	9.000単位	10.230単位	11.480単位
①自己負担単位	658単位	777単位	900単位	1.023単位	1.148単位

#### 【加算単位】

	入浴加算 I	サービス提供体制強化加算 I	個別機能訓練加算1口
加算単位	400単位	220単位	760単位
自己負担単位	②40単位	③22単位	④76単位

	科学的介護推進体制加算	個別機能訓練加算 II
加算単位	400単位 (月額)	200単位 (月額)
自己負担単位	⑤40単位 (月額)	⑥20単位 (月額)

⑦介護職員処遇改善加算 I (ご利用総単位数に9.2%を乗じる。四捨五入。)

\*介護保険外として昼食代700円を頂きます。

\* 1割負担の方は、以下の計算式が適用されます。

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} = \textcircled{8} \text{ 合計}$$

$$\textcircled{8} \times \textcircled{7} 9.2\% (\text{介護職員等処遇改善加算 I}) = \textcircled{9} \quad \textcircled{8} + \textcircled{9} = \textcircled{10}$$

$$\textcircled{10} \times 10.14 (\text{地域加算率}) = \textcircled{11} \quad \textcircled{11} \times 0.9 = \textcircled{12} (9 \text{ 割分})$$

$$\textcircled{11} - \textcircled{12} = \textcircled{11} (\text{一回の利用料金}) \quad \textcircled{11} (948 \text{ 円}) + \text{食費 } 700 \text{ 円} = \text{一日の利用料金}$$

要介護1の方は、一回の利用料金が 1648円 になります

・加えて科学的介護推進体制加算と個別機能訓練加算Ⅱを算定します。月額60単位

\* 2割負担の方は、以下の計算式が適用されます。

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} = \textcircled{8} \text{ 合計}$$

$$\textcircled{8} \times \textcircled{7} 9.2\% (\text{介護職員等処遇改善加算 I}) = \textcircled{9} \quad \textcircled{8} + \textcircled{9} = \textcircled{10}$$

$$\textcircled{10} \times 10.14 (\text{地域加算率}) = \textcircled{11} \quad \textcircled{11} \times 0.8 = \textcircled{12} (8 \text{ 割分})$$

$$\textcircled{11} - \textcircled{12} = \textcircled{11} (\text{一回の利用料金}) \quad \textcircled{11} (1790 \text{ 円}) + \text{食費 } 700 \text{ 円} = \text{一日の利用料金}$$

要介護1の方は、一回の利用料金が 2490円 になります

・加えて科学的介護推進体制加算と個別機能訓練加算Ⅱを算定します。月額120単位

\* 3割負担で要介護1の方は、一回の利用料金が 3544円 になります

・加えて科学的介護推進体制加算と個別機能訓練加算Ⅱを算定します。月額180単位

\* その他のサービス利用時間と料金自己負担一覧表

(2割負担の方は、2倍になります。3割負担の方は、3倍になります。)

介護度	2時間以上～3時間未満	3時間以上～4時間未満	4時間以上～5時間未満
要介護1		370単位	388単位
要介護2		423単位	444単位
要介護3		479単位	502単位
要介護4		533単位	560単位
要介護5		588単位	617単位
介護度	5時間以上～6時間未満	6時間以上～7時間未満	7時間以上～8時間未満
要介護1	570単位	584単位	658単位
要介護2	673単位	689単位	777単位
要介護3	777単位	796単位	900単位
要介護4	880単位	901単位	1,023単位
要介護5	984単位	1,008単位	1,148単位

- ・心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である方に対しては、所要時間2時間以上3時間未満の通所利用が認められるが、基本的には、13時30分までの利用で4時間以上～5時間未満の時間で利用して頂く。

## **(2) 介護保険の給付・総合事業費の対象となるサービス**

### **(介護予防・日常生活支援総合事業、第一号通所サービス(介護予防通所介護相当)について) (契約書第4条参照)**

以下のサービスについては、利用料金の大部分(9割～7割)が介護保険・総合事業費から給付されます。

#### **<サービスの概要>**

##### **① 利用回数について**

- ・包括支援センター介護専門員・ご契約者様・御家族とご相談の上必要な利用回数を決定致します。 様 週 回で利用開始しましょう。
- ・ご契約時、包括支援センター介護専門員との相談の上、介護予防サービス計画・第1号通所サービス計画の中に記載された項目のみ加算させていただきます。計画書にそった個別のサービス内容となります。

##### **② 通常サービス提供時間**

- ・通常9時30分～16時20分までのご利用となり、時間ごとの料金設定ではありません。

##### **③ 入浴**

- ・入浴料金は、介護費の中に含まれます。入浴されてもされなくても料金は変わりません。

##### **④ 食事<食事時間> 12:00～13:00**

- ・1食あたり 700円 : \*介護保険適用外
- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂く事を原則としています。

##### **⑤ 送迎**

- ・サービス料金の中に含まれます。(送迎の有無にかかわらず) ケアハウスあじさいにお住まいの方は、要支援1:376単位・要支援2:752単位がマイナスとなります。

#### **<サービス利用料金(1月あたり)> (契約書第6条参照)**

- ・下記の料金表によって、ご契約者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額・総合事業費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

**\*介護予防・日常生活支援総合事業、第一号通所サービス費**

(介護予防通所介護相当)

**基本料金について〔送迎・入浴含む〕** (契約書第6条参照)

介護度が変更になった場合は変更となります

1割負担の場合(2割負担の方は、2倍・3割負担の方は、3倍)

1単位=10,14円

介護度		総合事業 要支援1・週一回程度	総合事業 要支援2・週2回程度
① 介護費(1ヶ月)	基本単位	17.980単位	36.210単位
	自己負担	1.798単位	3.621単位
②サービス提供体制強化加算	加算単位	880単位	1.760単位
	自己負担	88単位	176単位
③科学的介護推進体制加算	加算単位	400単位 40単位	400単位 40単位
	加算単位	1.771単位	3.530単位
⑤介護職員等処遇改善加算	加算単位 ①+②+③=④ ④×9.2%=⑤		
	自己負担	177単位	353単位

(要支援1・総合事業週一回程度)の1ヶ月の利用料金合計は、以下の通りとなります。

例 1割負担の方 4日間利用した場合

$$(①+②+③+⑤) \div 10 = ⑥ \quad ⑥ \times 10,14 = ⑦$$

$$⑦ \times 0,9 = ⑧ \text{ (9割分)}$$

$$⑧ - ⑦ = ⑨ \text{ 月の利用料金}$$

$$⑨ (2.133円) + (\text{食事代} 700円 \times 4回) =$$

総合計
4,933円

※2割負担の方 上記計算式9割を8割にして計算すると

7,065円となります。

※3割負担の方 上記計算式9割を7割にして計算すると

9,198円となります。

(要支援2・総合事業週2回程度)の1ヶ月の利用料金合計は、以下の通りとなります。

例 1割負担の方 8日間利用した場合

$$(①+②+③+⑤) \div 10 = ⑥ \quad ⑥ \times 10.14 = ⑦$$

$$⑦ \times 0.9 = ⑧ \text{ (9割分)}$$

$$⑧ - ⑦ = ⑨ \text{ 月の利用料金}$$

$$⑨ (4,249円) + (\text{食事代} 700円 \times 8回) = \boxed{\begin{array}{c} \text{総合計} \\ 9,849円 \end{array}}$$

※2割負担の方 上記計算式9割を8割にして計算すると

14,098円となります。

※3割負担の方 上記計算式9割を7割にして計算すると

18,346円となります。

- ・本サービスの利用料金は月額制とします。月途中から利用を開始したり月途中で終了した場合であっても、以下の項目に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
- ・月途中に総合事業対象から要支援に変更となった場合。
- ・月途中に要介護から要支援に変更となった場合。
- ・月途中に要支援から要介護に変更となった場合。
- ・同一保険者管内での転居などにより事業者を変更した場合。
- ・月途中から総合事業開始となった場合。
- ・月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

※契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(上記(3)⑥参照)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### (3) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要〉

#### ① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

- ・介護保険給付・総合事業費の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## ② 通常の事業実施区域外への送迎

- ・通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用を、ご契約者と事業者で協議し負担して頂きます。

## ③ レクリエーション

- ・ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。  
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

## ④ 複写物の交付

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

## ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。  
おむつ代（リハビリパンツ含） 100円 ・ 尿取りパット30円

## ⑥ 食事代 一食あたり700円頂いております。

\*原則としてオムツ類に関しては、ご使用する数を持参していただきます。

\*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

- ・事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに送付します。  
ご契約者は当月の料金の合計額を翌月15日（群馬銀行）・27日（郵便局・その他の銀行）までに（自動引落とし・振り込みの方法で）支払います。

### (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業、第一号通所サービス（介護予防通所介護相当）の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合：無料

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合：当日の利用料金の10%

(自己負担相当額)

- ・体調不良や状態の改善等により、介護予防・日常生活支援総合事業、第一号通所サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は第一号通所サービス介護計画に定められた期日より多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。（介護予防・日常生活支援総合事業、第一号通所サービス（介護予防通所介護相当））
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 坂口 政史・福田 育代

電話番号 027-280-5588

○受付時間 毎週月曜日～土曜日（祝日含）

8：30～17：30

### （2）行政機関その他苦情受付機関

前橋市・市役所 介護高齢課	所在地 前橋市大手町2-12-1 電話番号 027-224-1111 F A X 027-243-4027 受付時間 土、日祭日を除く8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1363 F A X 027-255-5308 受付時間 土、日祭日を除く8：30～17：00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号 027-255-6226 F A X 027-255-6173 受付時間 土、日祭日を除く8：30～17：00

## 7. 第三者評価について

提供するサービスの第三者評価の実施状況 実施なし

### <重要事項説明書付属文書>

#### 1. 事業所の概要

- （1）建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階、
- （2）食堂及び機能訓練室 211, 23㎡（特別養護老人ホームあじさい園併設）
- （3）事業所の周辺環境 \*施設南西部は田園地帯であり、北東部は住宅、農家が点在しているが、極めて平坦な地域であり、風水害やその他の災害発生が少ない、閑静な地域である。

## 2. 職員の配置状況

### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

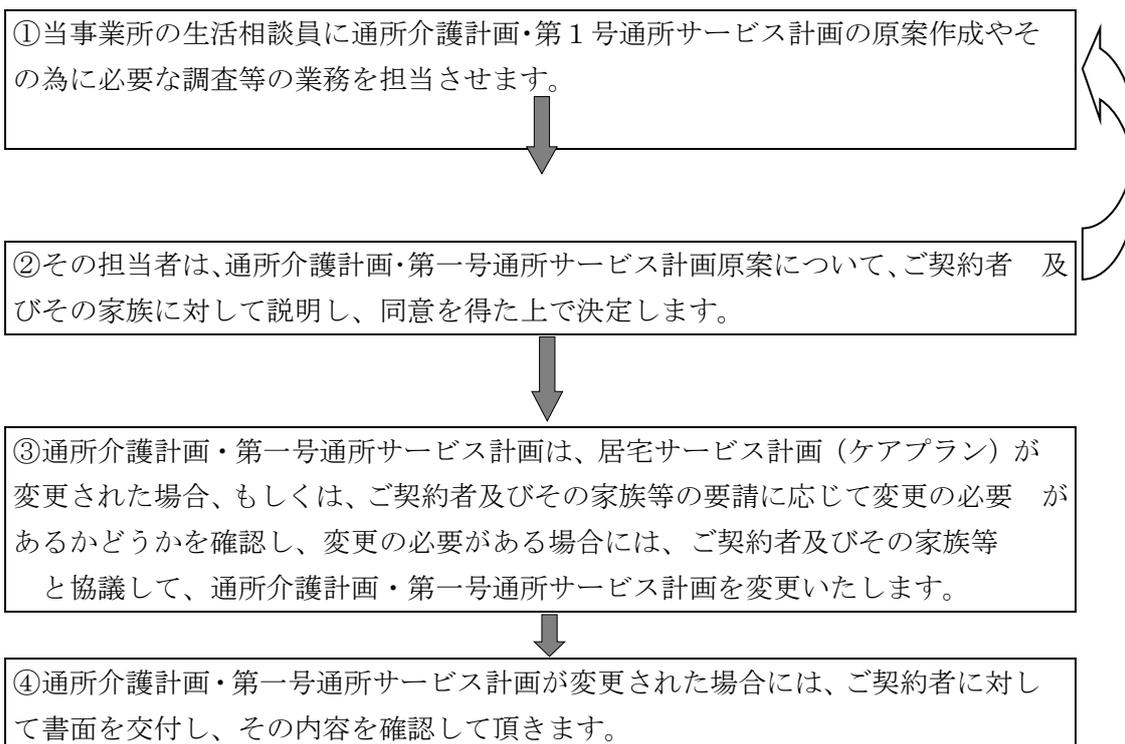
**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。1名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

## 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画・日常生活支援総合事業、第一号通所計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

### ①要介護認定を受けている場合

○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。  
○通所介護計画・第一号通所サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。  
○介護保険給付・総合事業費対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払い頂きます。(償還払い)

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

○作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画・第一号通所サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。  
○介護保険給付・総合事業費対象サービスについては、介護保険の給付費・総合事業費額を除いた料金（自己負担）をお支払い頂きます。

### ②要介護認定を受けていない場合

○要介護認定・および総合事業の申請に必要な支援を行います。  
○通所介護計画・第一号通所サービス計画を作成し、それに基づきサービス提供します。  
○介護保険給付・総合事業対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払い頂きます。(償還払い)

要支援・要介護・総合事業対象者と認定された場合

○居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して頂きます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

○作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画・第一号通所サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。  
○介護保険給付・総合事業費対象サービスについては、一割および二割の自己負担金をお支払い頂きます。

自立と認定された場合

○契約は終了します。  
○すでに実施されたサービス利用料金は、全額自己負担となります。

## 8. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービス提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### （1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### （2）喫煙

喫煙はできません。

## 10. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 15 条参照）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービス・第一号通所サービス（介護予防通所介護相当）を実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

### （3）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス・第一号通所サービス（介護予防通所介護相当）の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行い交付しました。

指定通所介護あじさい園

説明者職名 生活相談員

氏名 坂口政史・福田育代

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス・第一号通所サービス（介護予防通所介護相当）の提供開始に同意し、本書類控えを受領しました。

利用契約者

氏名

印

連帯保証人

氏名

印

続柄（ ）

< 附 則 >

- \*平成15年4月1日介護報酬改定により、利用料記載事項を変更。
- \*平成15年4月利用定員変更。（40名から45名へ）
- \*平成17年10月1日介護保険一部改正により、食費に関わる自己負担額を変更。
- \*平成18年4月1日介護報酬改定により、利用料記載事項を変更。
- \*平成18年4月1日介護予防通所サービス開始に伴い、重要事項追加記載。
- \*平成19年11月1日経過的要介護廃止にともない一部記載事項変更。
- \*平成20年2月1日見直しのため一部記載事項追加。
- \*平成20年7月9日理事長交代のため一部記載事項変更。
- \*平成21年4月1日介護報酬改定により、利用料記載事項を変更。
- \*平成24年4月1日介護保険改定により、利用料金・一部記載事項を変更。
- \*平成25年4月1日事業所区分変更により、利用料金を変更。
- \*平成26年4月1日消費税増税により、利用料記載事項・事業所正式名称変更の為一部記載事項を変更。
- \*平成27年4月1日介護保険改定により、利用料金・一部記載事項を変更。
- \*平成27年8月1日介護保険改定により、利用料金・一部記載事項を変更。
- \*平成28年3月1日介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業開始に伴い、一部記載事項を変更。
- \*平成29年4月1日前橋市介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業開始及び処遇改善加算変更により、一部記載事項・利用料金表変更。
- \*平成30年4月1日介護保険改定、利用時間区分変更に伴い一部記載事項を変更。
- \*平成30年8月1日介護保険改定により、利用料金・一部記載事項を変更。
- \*令和元年10月1日介護保険改定により、利用料金・食費・一部記載事項を変更。

- \*令和2年4月1日処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅰ算定にともない利用料金表を変更。
- \*令和2年5月1日サービス提供時間変更により利用料金・一部記載事項変更。
- \*令和3年4月1日介護保険改定により、利用料金・一部記載事項を変更。
- \*令和3年11月1日科学的介護推進体制加算・個別機能訓練加算Ⅱの算定にともない利用料金・一部記載事項を変更。
- \*令和4年4月1日管理者変更・職員人数変更に伴い一部記載事項を変更。
- \*令和4年8月1日職員人数変更に伴い一部記載事項を変更と記載事項見直しの為変更。
- \*令和4年10月1日介護職員等ベースアップ等支援加算の算定にともない利用料金・一部記載事項を変更。
- \*令和5年6月1日管理者・生活相談員変更に伴い一部記載事項を変更。
- \*令和6年4月1日介護保険改定により、利用料金・一部記載事項を変更。
- \*令和6年5月1日介護保険改定により、介護職員等処遇改善加算Ⅰの算定にともない利用料金・一部記載事項を変更。